

小規模企業共済の取扱開始について

J A名取岩沼では農業経営者へのサポート機能充実を図る一環として、平成30年1月4日より独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している「小規模企業共済」制度の取扱いを開始しました。

小規模企業共済制度は小規模企業の個人事業主(共同経営者含む)または農事組合法人等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で「小規模事業者の退職金制度」と言えるものです。

また、掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除でき高い節税効果があります。

当制度の詳しい内容については、お近くのJ A名取岩沼の本支店金融窓口までお問い合わせください。



美田園支店 (022) 382-3125 名取西支店 (022) 384-7611 千貫支店 (0223) 22-5141
本店金融部 (022) 384-5112 館腰支店 (022) 382-2105 増田支店 (022) 382-2191 玉浦支店 (0223) 22-3145